

## 届出を要する行為に対する景観形成基準 (対象：山梨英和大学周辺地区)

届出を要する行為をしようとする場合、この基準に適合するとともに、届出を要しない場合であっても周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

行 為	事 項	基 準	
建築物及び 工作物の新 築、増築、 改築若しく は移転、外 観を変更す ることとなる 修繕若しく は模様替又 は色彩の変 更	位 置	①眺望景観を著しく妨げることのないように配慮した配置とすること。 ②周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。	
	外 観	色 彩	①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一色相：R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、N(無彩色)、彩度を6以下の範囲内に収まるように努めること。 ②使用する色数をできるだけ少なくするように努めること。
	高 さ の 最 高 限 度	まち並みの連続性に努め、周囲の景観との調和に配慮すること。	
	緑 化	建築物を新築する場合は、緑地を確保するように努めること。	
	建 築 設 備	大型建築設備は、主要な道路及びその沿道から見える場所にできるだけ設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、周囲に植栽を行うなど、主要な道路等から直接見えないよう、しゃへいに配慮すること。	
	屋外照明 (公衆の観覧に 供するものを除く)	主要な道路沿いの屋外照明の色、デザイン、種類等の調和に努めること。	
	そ の 他	①太陽光発電設備は、できるだけ建築物の屋上・屋根への設置に努めること。 ②道路に面して設ける塀の高さは1.5m以下に努めること。やむを得ず1.5mを超える場合は、隣地や周辺との連続性や釣合いに配慮すること。 ③敷地内の植栽の維持管理に努めること。	
屋外における 物品の集積 又は貯蔵	集積又は 貯蔵の制限	主要な道路及びその沿道から見える範囲内においては、できるだけ集積又は貯蔵をしないこと。やむを得ず設置する場合は、周囲に植栽を行うなど、主要な道路等から直接見えないよう、しゃへいに配慮すること。	
屋外広告物 (届出対象外)	表示又は 設置の基準	①材料は、できるだけ腐食若しくは損傷しにくいもの又はさび止めなどの腐食処理若しくは腐食防止のための措置が講じられたものを使用することに努めること。	
駐車場 (届出対象外)		①駐車場などの周辺は緑化に努めること。	
その他 (届出対象外)	/	①空き家・空き地は、所有者が適正な管理に努めること。 ②河川や水路のごみ撤去など、環境美化の維持管理に努めること。 ③歴史的建造物や道祖神など歴史的資産の保全や復旧に努めること	

图一对象区域图

